

京都市上下水道局告示第 35 号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第 7 条第 1 項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第 10 条第 2 号の規定に基づき告示します。

令和 3 年 9 月 15 日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号 8 5 2 号 業者コード 9 3 4 号

京都市伏見区竹田七瀬川町 1 7 7

大くぼ住宅設備

大窪 憲治

2 廃止年月日

令和 3 年 8 月 3 1 日

(上下水道局水道部水道管路課)